

平成30年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	・・・	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢		
III	いじめの定義		
IV	組織		
V	いじめの未然防止	・・・	P 2
VI	いじめの早期発見	・・・	P 4
VII	いじめの対応	・・・	P 6
VIII	重大事態への対応	・・・	P 7
IX	研修	・・・	P 8
X	P D C Aサイクル		
○	資料	・・・	P 1 0

さいたま市立三橋小学校

平成30年度 さいたま市立三橋小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「よく考える子 心豊かな子 たくましい子 かかわりを大切にする子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立三橋小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」という。)を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 5 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 6 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合もあるため、背景にある事情を調査・確認し、児童等の感じる被害性を踏まえ、その行為がいじめに該当するか否かを適正に判断する。

IV 組織

- 1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)
 - (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。
 - (2) 構成員 校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、人権教育主任、教育相談主任、特別活動主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、

スクールカウンセラー、さわやか相談員、PTA会長、学校評議員

※ 必要に応じて、三橋中学校長、警察関係者、臨床心理士、学校生活指導員、個別サポート指導員等、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 会 議

- ア 定例会 年間2回程度(5月・2月)
- イ 校内委員会 毎月1回(生徒指導委員会と兼ねて開催)
- ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 内 容

【未然防止】

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報を受ける窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有

エ いじめに係る情報があった際の緊急会議の開催

(情報の迅速な共有、及び関係児童に対する調査による事実関係の把握といじめであるかの判断を行う。)

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針の定期的な点検・見直し

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目 的 いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員 代表委員

(3) 時 期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)

(4) 内 容 ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施

V いじめの未然防止

1 希望をはぐくむ教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。

(1) 三つの充実

ア 学習指導の改善・充実

イ 生徒指導、教育相談の充実

ウ 校内研修の充実

- (2) 三つの推進
 - ア 豊かな心をはぐくむ教育の推進
 - イ 個性を生かす教育の推進
 - ウ 特別支援教育の推進
- (3) 三つの実現
 - ア 安全・安心な学校づくりの実現
 - イ きれいな学校づくりの実現
 - ウ 開かれた学校づくりの実現

2 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1 教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - ・「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやP T A広報誌等による家庭や地域への啓発活動

4 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施
 - ・「いじめ撲滅強化月間」に、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
 - ・「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを計画的に行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定
 - ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、コミュニケーション力の向上を図る。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用
 - ・各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな学級づくりを実現し、い

じめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け児童の実態に応じて1学期当初に実施する。

<例>

- ・第1学年 「いのちのぬくもり」・・・・・・・・・・ふれあいを通した生き物の命
- ・第2学年 「ぼく・わたしの成長のきろく」・・・・生まれた頃と成長した今の自分
- ・第3学年 「みんな仲良く」・・・・・・・・・・友だちと助け合うことの喜び
- ・第4学年 「生命の誕生」・・・・・・・・・・助産師を講師に、人の誕生と喜び
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」・・・・・・養護教諭を指導者に、悩んだ時の相談の仕方
- ・第6学年 「友達のよき相談相手になろう」・・・・スクールカウンセラーを講師に、友だちからの相談の聴き方

6 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第5学年 「携帯・インターネットの正しい使い方を知ろう」
- ※必要に応じて、授業参観日に実施し、保護者への啓発を行う。

7 児童会活動を通して

児童会の児童を中心に、いじめの未然防止のための会議を開き、取組の考案・実施をする。

- ・あいさつ運動の実施
- ・「みはしっ子の実」の実施

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童観察

(1) 朝の健康観察

一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら行う。

(2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・3校生徒指導連絡会で情報の共有化を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務担当は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、いじめに係る情報を抱え込むことがないように、いじめの発見・相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に報告をする。事実確認のため、情報収集を行い、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童を指導する。
- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童を指導する。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報受理票」の周知・集約・情報の共有を図る。
- 7 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 9 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 12 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。

13 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

<いじめの解消>

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。（「いじめ防止等のための基本的な方針」 文部科学省 平成29年3月改訂より）

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発される可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

1 生命・心身に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の期間は、年間15日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
- 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - 2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対処を行う。
- 1 学校が調査主体となる場合
 - ・校長は、直ちに教育委員会に報告する。
 - ・校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
 - ・校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
 - 2 教育委員会が調査主体となる場合
 - ・校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

- 1 職員会議
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・いじめに係る情報交換
 - ・取組アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律の向上充実等
 - ・児童理解に係る研修・・・・・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
 - ・情報モラルに係る研修

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

・検証を行う期間は、年1回とする。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談結果報告、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

・校内研修会等の開催時期

4月、8月、12月

◇ いじめへの対応の流れ・いじめ要注意サイン(別添資料)

○ いじめへの対応の流れ

・いじめ要注意サイン

・情報共有・収集のポイント

○ いじめの疑い

・気になる言動

○ いじめの対応

・いじめ

○ いじめの疑い 情報伝達シート

○ いじめ通報 受理票

平成30年度 三橋小学校いじめ防止基本方針 主な取組一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○						○			○		
	学校評価アンケート									○			
	教育相談日（いつでも）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育相談週間			○							○		
	家庭訪問・個人面談		○						○				
	学級懇談会	○			○					○		○	
	いじめ撲滅強化月間			○									
	人間関係プログラム	○						○				○	
	「命の支え合い」授業	○	○										
	4校人権教育研修会	○					○						
	職員会議	基本方針理解				評価アンケート		基本方針確認		評価アンケート		基本方針見直し	
	研修	児童理解					事例研修				ネットいじめ		
啓発	H. P			学校だより				学校だより				新入生説明会	
PにD係るA取組	いじめ対策委員会			○					○			○	
	子どもいじめ対策委員会			○			○						
	家庭・地域等と連携した組織		○	○							○	○	